

## 福山市ヒアリンググループ機器貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福山市がヒアリンググループ機器一式（以下「ヒアリンググループ」という。）の貸出しを行うことにより、聴覚障がい者等の聞こえを補助し、コミュニケーションを円滑にすることを目的とする。

### (貸出対象者)

第2条 ヒアリンググループの貸出対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する聴覚障がい者及び難聴者
- (2) 市内に所在する聴覚障がい者団体及び難聴者団体
- (3) 市内に所在する聴覚障がい者及び難聴者に対する支援団体
- (4) 市内に所在する公共又は公益活動を行う団体
- (5) 市内で開催する催事の主催者
- (6) その他市長が必要と認めるもの

### (対象行事等)

第3条 ヒアリンググループの貸出対象行事等は、本市の公共施設において開催され、かつ、前条第1号に規定する者が参加する見込みのある講演会その他の行事等とする。

### (貸出しの申込み)

第4条 ヒアリンググループの貸出しを受けようとする者（以下「使用者」という。）は、ヒアリンググループ機器貸出申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 使用者は、貸出しを受けようとする日の14日前までに申込書を提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

### (貸出しの決定)

第5条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、受付順の早いものからその内容を審査し、貸出しの可否をヒアリンググループ機器貸出承認・不承認通知書（様式第2号）により、使用者に通知するものとする。

### (貸出基準)

第6条 市長は、申込書の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しを承諾するものとする。

- (1) 市外で使用する活動であるとき。
- (2) 営利を目的とする活動であるとき。
- (3) 特定の個人、団体又は企業の利益となる活動に利用するとき。
- (4) 政党を市が支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 宗教活動を目的とするとき。

- (6) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (7) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (8) ヒアリンググループを損傷するおそれがあるとき。
- (9) ヒアリンググループの管理上、支障があるとき。
- (10) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

（貸出期間）

第7条 ヒアリンググループの貸出期間は、原則として7日以内とする。ただし、貸出しが重複しない場合であって市長が認める場合は、この限りではない。

（経費負担）

第8条 ヒアリンググループの貸出料は、無償とする。

2 貸出期間中におけるヒアリンググループの搬送、備付け及び使用に必要な電池等の消耗品に係る費用は、使用者の負担とする。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に良好な状態で保管するとともに、ヒアリンググループの特性に配慮した管理に努めること。
- (2) 転貸、譲渡、又は担保に供しないこと。
- (3) 貸出しの目的以外の用途に使用しないこと。
- (4) 使用説明書に従い適切に使用すること。
- (5) 貸出期間満了の日までに市長が指定する場所に返却すること。
- (6) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

（故障・破損・紛失）

第10条 使用者は、故障、破損又は紛失した場合は、速やかにヒアリンググループ機器故障等届出書（様式第3号）を市長へ提出しなければならない。

（損害賠償）

第11条 使用者は、故意又は過失により、故障、破損又は紛失した場合は、速やかに損害を賠償するものとする。

（免責）

第12条 市長は、この要綱により貸出したヒアリンググループによる事故及び傷病について損害賠償の責めを負わないものとする。

（貸出しの取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ヒアリンググループ機器貸出承認取消通知書（様式第4号）により貸出決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

